

岩手県告示第25号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成29年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	宮古市赤前第11地割、第12地割、第13地割の一部、第14地割、第15地割から第17地割までの各一部、白浜第1地割から第3地割まで、音部第5地割から第7地割までの各一部、第8地割から第11地割まで、重茂第2地割、第3地割、第7地割及び第11地割から第14地割までの各一部、第15地割、第16地割から第21地割まで及び第23地割の各一部、田老字青倉、田老字立腰、茂市第9地割、養目第1地割、川内第9地割、小国第21地割の各一部並びに平津戸第1地割及び第2地割
大槌町	上閉伊郡大槌町金沢第1地割及び第2地割の各一部、第36地割並びに小槌第26地割の一部

2 調査期間 平成28年12月22日から平成29年3月31日まで